

平成31年度から就学支援金制度がマイナンバーを利用した手続きに変わります！

■ マイナンバー利用による申請者のメリット

平成30年度まで

保護者等が市役所等で課税証明書を取得し、学校へ提出。

平成31年度から

保護者等のマイナンバーカードの写し等を、学校へ提出(※初回時限り)



何回も市役所等へ行かなくていいし、手数料もかからないんだって！

毎年度1回(新入生は2回)課税証明書等を取得し、申請(届出)を行う。

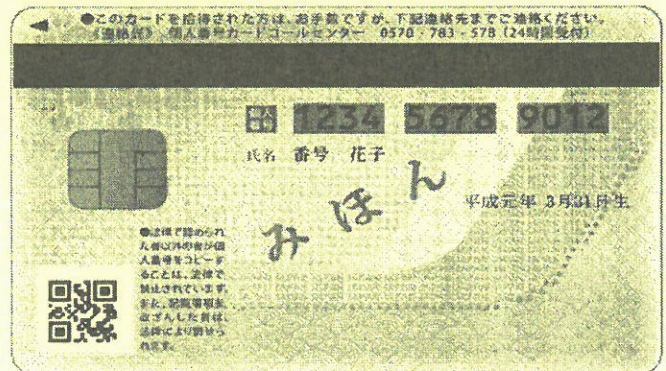
申請時(届出)時に提出されたマイナンバーを利用し、最新の課税情報を取得。

■ マイナンバーを確認できる書類(※(1)~(3)いずれかで親権者全員分が必要)

(1) マイナンバー通知カード(写し)



(2) マイナンバーカードの裏面(写し)



(3) マイナンバー付きの住民票(写し)

住所登録をされている市役所、町・村役場で取得できます。

■ よくある質問



Q.何らかの事情で、マイナンバーを確認できる書類を提出できない場合はどうすればよいか？

A.マイナンバーを確認できる書類に代えて、課税証明書(原本)での提出が可能です。